

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」に関する Q&A

1. この手引きに全て準じてガイドラインを作成しなくてはいけないのか。
→この手引き通りに作成する必要はありません。各地域の実情に応じた独自のガイドライン作成・改訂にご活用ください。
2. 各学校には必ず WBGT（暑さ指数）計を配備しなければいけないのか。
→「保健室の備品等について（通知）」（令和 3 年 2 月 3 日付け局長通知）において、最低限、保健室に備えることが適当である備品として、「WBGT（暑さ指数）計」を挙げています。熱中症対策のため、各学校に配備いただくようお願いします。
3. 熱中症警戒アラートの情報はどうやって入手すれば良いのか。
→熱中症警戒アラートは、前日の 17 時及び当日の 5 時に環境省・気象庁が発表し、テレビ・ラジオ等の報道機関、地方公共団体・関係機関、民間気象事業者等により伝達されます。入手経路として、環境省 HP や気象庁 HP、メール配信サービス等があり、環境省 LINE 公式アカウントでも確認することができます。
(メール配信サービス) https://www.wbgt.env.go.jp/alert_mail_service.php
(環境省 LINE による配信) https://www.wbgt.env.go.jp/line_notification.php

【参考】「熱中症警戒アラート」の全国での運用開始について（令和 3 年 4 月 23 日）
(環境省) <https://www.env.go.jp/press/109467.html>
(気象庁) https://www.jma.go.jp/jma/press/2104/23a/210423_keikai.html?65